

「森林土木工事施工管理基準」改定の概要 (平成28年度以降(平成28年3月))

改定点は以下のとおり。

1 施工管理基準について

(1) 出来形管理基準(共通工事)

①P7 掘削工(切土工)

道路においては、測定基準を寸法表示箇所から40m毎に緩和

②P7 盛土工

道路においては、測定基準を寸法表示箇所から40m毎に緩和

(2) 出来形管理基準(林道工事)

①P25 下層路盤工

測定基準を全測点から40m毎に緩和

②P25 上層路盤工

下層路盤工と整合を図るよう、測定基準に延長40m以下は2箇所と追記

③P25 コンクリート路面工(路盤工)

測定基準を全測点から40m毎に緩和